

須磨海岸管理用通路の車両通行許可に関する要綱

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、須磨海岸の適正な利用を図るため、須磨海岸を守り育てる条例第23条第2項第7号又は海岸法第8条の2に基づき規制する車両について、禁止を除外して通行許可する車両に関し必要な事項を定めるものとする。

(通行の許可)

第2条 須磨海岸管理用通路（以下「管理用通路」という。）に車両を乗り入れようとする者は、市長の通行許可を受けなければならない。

2 通行許可は、通年通行許可と臨時通行許可とし、許可の期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 通年通行許可の期間 1年
- (2) 臨時通行許可の期間 1年未満

(許可基準)

第3条 管理用通路の車両通行許可基準は次のとおりとする。

- (1) 漁業者（遊漁船業を含む）が業務上必要とするとき
- (2) 漁業者（遊漁船業を含む）から依頼を受けた者が、水産物の搬出入、漁船の修理等のため必要とするとき
- (3) 須磨海岸で占用許可を受けた者（海の家等）、又は須磨海岸で占用許可を受けた者（海の家等）から依頼を受けた者が、占用目的に照らして合理的な範囲で商品、資材等の運搬のため必要とするとき
- (4) 須磨区須磨浦通2丁目から6丁目の区域内のうち、西日本旅客鉄道株式会社用地より南に居住する者（以下「近隣住民」という。）が、管理用通路を通行しなければ、車両を自宅の車庫に入れることができないとき
- (5) 近隣住民が、家族の送迎・物品の搬出入など、生活上必要とするとき
- (6) 近隣住民から依頼を受けた者が、商品・資材等の運搬、又は工事のため必要とするとき、及び郵便事業者、宅配事業者、その他これに類する事業者が、近隣住民への配達のため必要とするとき
- (7) 神戸市から許可を受けたイベント等の関係者が、イベント等を実施するため必要とするとき
- (8) 電力・水道等インフラ事業者が業務上必要とするとき、及び公共団体又は公共的団体が、公益に資する目的で通行するときのほか、海岸の管理上必要と認められるとき
- (9) その他市長が必要と認めたとき

(通年通行許可・臨時通行許可の基準)

第4条 次に掲げる場合は、通年通行許可をすることができるものとする。

- (1) 前条第1号、第4号又は第8号の基準に基づき通行許可を行う場合
 - (2) 前条第2号又は第6号の基準に基づき通行許可を行う場合であって、夜間早朝（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。）に通行することが、1箇月につき1回以上の頻度であると見込まれる場合
- 2 前項の規定に基づき通年通行許可を行う場合以外の通行許可は、臨時通行許可とする。

（欠格条項）

第5条 通行許可を受けようとする者が許可を受けようとする時点において次の一に該当するときは、許可を行わない。ただし、違反行為の程度が軽微であると市長が認める場合その他市長が特に理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 須磨海岸を守り育てる条例に違反し、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 海岸法又は海岸保全区域の管理に関する条例に基づく許可の取消処分を神戸市長から過去5年間において受けている者
- (3) 須磨海岸を守り育てる条例に定める港湾施設を不法に占有している者、及び神戸市長が納付を命じている港湾施設使用料を滞納している者
- (4) 神戸市長が管理する海岸保全区域内の土地を不法に占有している者、及び神戸市長が納付を命じている海岸保全施設占用料を滞納している者
- (5) 海岸保全区域の不適正な利用により、海岸法違反による監督処分を神戸市長から受けた日から5年を経過しない者
- (6) 須磨海岸保全区域の不適正な利用により、海岸法に違反し、罰金刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 水難事故等の防止に関する条例に違反し、罰金刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 第5号から前号まで及び第10号に規定する法令以外の法令に違反し、禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に定める手続きに準じて調査した結果、同要綱に定める排除すべきものに該当すると判明した者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（傷害助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合）若しくは第222条（脅迫）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律に規定する罪を犯したことにより、罰金刑以上の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(許可の条件)

第6条 市長は、須磨海岸の適正な利用を図り、通行に係る危険を防止し、秩序を維持し、又は海岸環境を保全するため、必要な条件を通行許可に付することができる。

2 前項の規定に基づき通行許可に付す条件は、別紙細目記載のとおりとする。

(許可の取り消し)

第7条 市長は、管理用通路の通行許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、通行許可を取り消し、又は通行の停止を命ずることができる。

- (1) 第6条第2項に規定する許可条件に違反したとき
- (2) 不正な手段により通行許可を受けたとき
- (3) 第5条に規定する欠格条項に該当したとき

(許可の申請)

第8条 通年通行許可を受けようとする者は、須磨海岸管理用通路通行許可申請書（須磨海岸を守り育てる条例施行規則様式第4号）に通年通行許可申請である旨を表示したうえで市長に提出しなければならない。

2 通年通行許可を受けようとする者は、原則として、通行許可を受けようとする日の30日前までに申請を行わなければならない。

3 臨時通行許可を受けようとする者は、須磨海岸管理用通路通行許可申請書（前1項様式第4号）に臨時通行許可申請である旨を表示したうえで市長に提出しなければならない。

4 通行許可を受けようとする者は、須磨海岸管理用通路通行許可申請書に、運転免許証の写し、車両の登録事項証明書（写し）又は責任ある団体が証する書類を添付しなければならない。

5 通行許可を受けようとする者が、第3条第4号に規定する近隣住民である場合は、前項の添付書類に加えて、自己所有敷地内の車両保管場所を明記した位置図を添付しなければならない。

6 通行許可を受けようとする者が、第3条第2号に規定する漁業者（遊漁船業を含む）から依頼を受けた者、又は第3条第3号に規定する須磨海岸で占用許可を受けた者（海の家等）から依頼を受けた者、又は第3条第6号に規定する近隣住民から依頼を受けた者である場合は、前記の添付書類に加えて、依頼主との契約書等、依頼主からの依頼内容が確認できる書類を添付しなければならない。

7 遊漁船業者が、釣客の車両通行のために申請する場合は、乗り入れる車両の所有者氏名及び車両番号を記載した書類を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

- 2 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

細目（第6条第2項関係）

1. 須磨海岸管理用通路を通行する場合は、この「通行許可証」を車両のダッシュボード上に必ず掲出すること。
2. 当許可は管理用通路の通行許可であり、駐車を認めるものではないことを認識し、須磨海岸内においては管理用通路以外の場所への不必要な乗り入れを行わないこと。
3. 制限速度を時速20km以下とし、安全運転に心がけること。
4. 本市係員からこの「通行許可証」の確認を求められた場合は、速やかに本市係員の指示に従うこと。
5. その他本市係員の指示に従うこと。
6. 通行許可を受けた車両は、許可を受けた通行目的以外の目的で須磨海岸内に乗り入れを行わないこと。また、この「通行許可証」を、他人に貸与し、譲渡しないこと。
7. 須磨海岸管理用通路の通行の必要がなくなったときは、市へ速やかにその旨を連絡し、この「通行許可証」を返還すること。
8. 海岸内での許可車両に関する事故・トラブルについては、申請者が自己の責任において誠実に対応し、必要に応じて市へ報告を行うこと。
9. 上記許可条件に違反した場合は、許可を取り消す。